

CAPITAL MARKETS BULLETIN

2023年4月号 (Vol.72)

金融商品取引法等の改正 — 開示規制 —

- I. はじめに
- II. 四半期報告書の廃止・半期報告書の提出
- III. IPOの期間短縮
- IV. 公衆縦覧期間の延長
- V. おわりに

森・濱田松本法律事務所
パートナー 宮田 俊
TEL. 03 6266 8732
suguru.miyata@mhm-global.com
シニア・アソシエイト 森田 理早
TEL. 03 6213 8124
risa.morita@mhm-global.com
アソシエイト 小林 佑輔
TEL. 03 5293 4913
s.yusuke.kobayashi@mhm-global.com

I. はじめに

2023年3月14日、「[金融商品取引法等の一部を改正する法律案](#)」（以下「**本金商法改正案**」といいます。）及び「[情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案](#)」（以下「**本社振法改正案**」といいます。）が第211回国会に提出されました。

本金商法改正案及び本社振法改正案は、それぞれ、金融商品取引法（以下「**金商法**」といいます。）等及び社債、株式等の振替に関する法律（以下「**社振法**」といいます。）について、主に以下の事項の改正を行うものです。

（金商法等の改正事項）

- 顧客本位の業務運営の確保のための規定の整備
- 企業開示の見直し（四半期報告書の廃止及び公衆縦覧期間の延長）
- ソーシャルレンディング等のファンドに関する規定の整備
- トークン化される不動産特定共同事業契約への対応
- 短期売買差益返還制度の改正（利益関係書類のインターネット公表）
- 課徴金制度のデジタル化

（社振法の改正事項）

- 特別法人出資証券のデジタル化
- 既存株主の口座情報を求める通知に係る期間の規定の見直し

本ニュースレターでは、このうち、本金商法改正案の企業開示の見直し（四半期報告書の廃止及び公衆縦覧期間の延長）及び本社振法改正案における既存株主の口座情報を求める通知に係る期間の規定の見直しの内容並びにこれらにより生じる実務上の影響等について検討いたします。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

II. 四半期報告書の廃止・半期報告書の提出

1. 改正案の概要

(1) 改正案の背景

四半期開示に関しては、2006年の金商法制定とともに法制化されて以来、絶えずその見直しが行われてきましたが、2022年6月13日「[金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告—中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて—](#)」（以下「令和3年度DWG報告」といいます。）では、第1・第3四半期に係る四半期報告書の廃止及び取引所の四半期決算短信への「一本化」の方向性が示されました。また、その後の2022年12月27日「[金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告](#)」（以下「令和4年度DWG報告」といいます。）では、かかる四半期決算短信への「一本化」にあたっての具体的な課題への提言が行われました。

本金商法改正案では、令和3年度DWG報告及び令和4年度DWG報告での提言を踏まえ、四半期報告書を廃止する一方で、半期報告書の提出を上場会社に義務付ける旨定められています。

(2) 四半期報告書の廃止

現行金商法において、上場会社は、原則として3か月ごとに四半期報告書を提出する義務を負っていますが（24条の4の7）、本金商法改正案ではかかる義務が廃止されることとなります。

また、これに伴い、四半期報告書に関するその他の規定が削除されます。具体的には、以下を含む規定から四半期報告書に関する部分が削除されることとなります。

- 組込方式・参照方式の有価証券届出書の参照書類（5条3項、4項）
- 虚偽記載のある書類の提出者の賠償責任（21条の2等）
- 法定開示書類の公衆縦覧期間（25条）
- 不提出や虚偽記載のある書類の提出等に対する課徴金（172条の3、172条の4等）、刑事罰（197条の2、200条等）

四半期報告書の廃止によって、今後、上場会社の四半期開示は取引所規則に基づく四半期決算短信が担うこととなります。なお、現行金商法の下では、非上場会社は四半期報告書の提出義務を負わないものの、これを任意で提出することは可能とされていましたが（24条の4の7第2項）、本金商法改正案では同項も削除されているため、四半期報告書の廃止後は、四半期報告書を任意で提出することは法令上想定されていないと考えられます。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

(3) 半期報告書の提出

本金融改正案では、上場会社は、四半期報告書に係る提出義務が廃止される一方で、半期報告書の提出が新たに義務付けられることとされています。また、非上場会社は、現行法の下でも半期報告書の提出が義務付けられていたため、開示の頻度については変更がないものの、上場会社に半期報告書提出が義務付けられることに伴い、根拠規定の内容に変更が生じています。

① 上場会社の場合（下記②の特定事業会社を除く）

ア 記載事項

上場会社の半期報告書の記載内容については、「当該会社の属する企業集団の経理の状況その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項（半期報告書共通記載事項）」とされており、企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「開示府令」といいます。）において定められることとなります（本金融改正案 24 条の 5 第 1 項 1 号）。

したがって、具体的な記載内容については今後の開示府令の改正内容を注視する必要がありますが、令和 4 年度 DWG 報告では、上場会社の半期報告書については、現行の第 2 四半期報告書と同程度の記載内容とすることが考えられるとされたことから、上記開示府令で定められる内容も、現行の第 2 四半期報告書の記載内容をベースに定められることが予想されます。

イ 提出期限

提出期限については、半期経過後 45 日以内の政令で定める期間内とされており（本金融改正案 24 条の 5 第 1 項 1 号）、具体的な期間は今後定められる政令に委ねられていますが、令和 4 年度 DWG 報告では、上場会社の半期報告書については、現行の第 2 四半期報告書と同様に決算後 45 日以内とする旨提言されたこと等を踏まえれば、上記期間については政令で 45 日と定められることが予想されます。

ウ 監査人の手続き

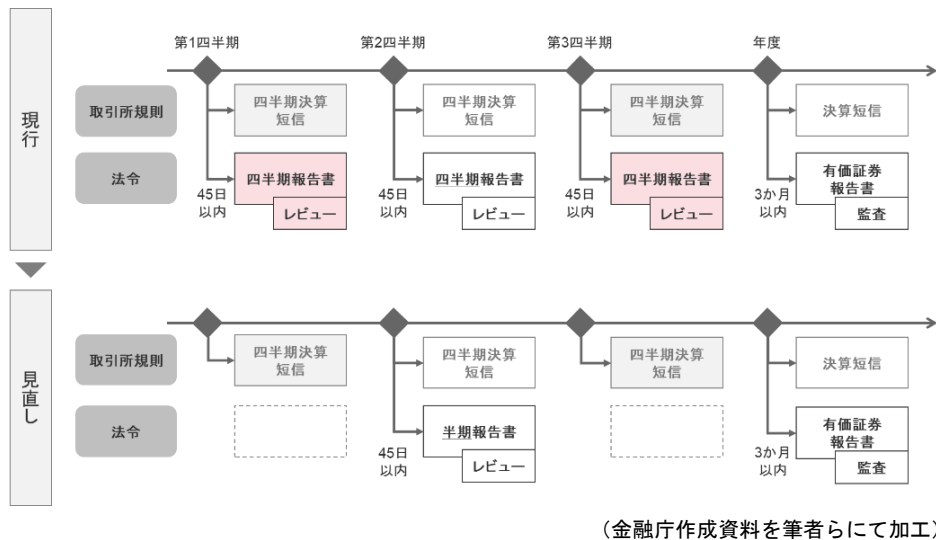
監査人の関与のあり方については、本金融改正案では特段規定されていませんが、令和 4 年度 DWG 報告では、監査人のレビューを求めることが考えられるとされ、2023 年 3 月 14 日に金融庁が公表した「金融商品取引法等の一部を改正する法律案 説明資料」においても同様の説明がされていることに鑑みると、今後の開示府令及び財務諸表等の監査証明に関する内閣府令において、上場会社の半期報告書については、半期監査手続きではなくレビュー手続きによることが求められる内容に改正されることが想定されます。

エ まとめ

政令、開示府令及び財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の改正案については

CAPITAL MARKETS BULLETIN

まだ公表されていませんが、上記のとおり、上場会社の半期報告書の記載内容、提出期限及び監査人の関与のあり方については、現行の第2四半期報告書と同様のものとなることが想定されるため、改正後の半期報告書における開示については、報告書の対象となる期間が3か月から6か月になるものの、開示項目や実務上の負担に関して現行の第2四半期報告書から大きく変わることはないと考えられます。



② 特定事業会社の場合

ア 記載事項

「上場会社等のうち金融システムの安定を図るためその業務の健全性を確保する必要がある事業として内閣府令で定める事業を行う会社」（現行金商法で「特定事業会社」に該当する銀行・保険会社等）については、①半期報告書共通記載事項に加えて、②当該会社に係る半期報告書共通記載事項と同様の事項として内閣府令で定める事項についても開示することが必要とされています（本金商法改正案24条の5第1項2号）。上記②に当たる事項として、具体的には、現行と同様に、連結中間財務諸表に加えて単体中間財務諸表の開示も求められることが予想されます¹。

イ 提出期限

特定事業会社の半期報告書の提出期限については、現行金商法では、通常の上場会社と異なり、特定事業会社は第2四半期報告書において連結・単体ベース双方での中間財務諸表の開示及び監査人の中間監査が求められることを踏まえ、半期経過後60日以内の政令で定める期間内と長く設定されています（金商法施行令4条の2

¹ 令和4年度DWG報告10ページにおいて、現行制度において、特定事業会社の第2四半期報告書では連結ベースに加えて単体ベースの中間財務諸表の開示が求められている点に関して、半期報告書では「上場企業と同様の制度（現行の第2四半期報告書と同程度の記載内容と、監査人のレビュー）に見直すべきとの意見があった。しかしながら、本件については、破綻処理制度等との関連も踏まえ、金融監督上の観点から、引き続き検討していくことが必要である。」とされています。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

の10第4項)が、本金商法改正案でも、提出期限については同様の期間が定められています(本金商法改正案24条の5第1項2号)。

ウ 監査人の手続き

半期報告書に掲載される中間財務諸表についての監査人の関与のあり方についても、上記①と同様に、本金商法改正案では特段規定されていませんが、令和4年度DWG報告を踏まえれば、現行金商法と同様に、監査人の中間監査を経ることが求められる内容となることが予想されます。

エ まとめ

上記のとおり、特定事業会社の半期報告書についても、その記載内容、提出期限及び監査人の関与のあり方については、現行の特定事業会社の第2四半期報告書と同様のものとなることが予想されるため、改正後の特定事業会社の半期報告書における開示については、開示項目や実務上の負担に関して現行の第2四半期報告書から大きく変わることはないと考えられます。

③ 非上場会社の場合

ア 記載事項

非上場会社については、①半期報告書共通記載事項、②当該会社に係る半期報告書共通記載事項と同様の事項として内閣府令で定める事項に加えて、③これらを補足する事項として内閣府令で定める事項の開示が必要とされています(本金商法改正案24条の5第1項3号)。上記②に当たる事項として、現行金商法と同様に、単体中間財務諸表の開示が求められることが予想されます。また、上記③に当たる事項としては、令和4年度DWG報告等では特段言及されていませんが、現行法において四半期報告書では開示が求められていないが半期報告書では開示が必要とされている事項(関係会社の状況、主要な設備の状況等)の開示が求められるのではないかと考えられます。

イ 提出期限

提出期限については、現行金商法と同様に、半期経過後3か月以内と設定されております(同号)。

ウ 監査人の手続き

また、半期報告書への監査人の関与についても、上記①及び②と同様に、本金商法改正案では特段規定されていませんが、令和4年度DWG報告を踏まえれば、現行金商法と同様に、監査人の中間監査を経ることが求められる内容となることが予想されます。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

エ まとめ

したがって、非上場会社に求められる半期報告書の記載内容、提出期限及び監査人の関与については、現行法上の規定と同内容となることが想定され、改正による実務への実質的な影響は軽微と考えられます。

なお、非上場会社（特定事業会社と同様の事業を行う非上場会社を除く）は、半期経過後 45 日以内に上場会社の半期報告書と同様の記載を行い、監査人のレビューを受けた上で提出するという方法を選択することが可能となっています（本金融改正案 24 条の 5 第 1 項但書）。また、非上場の特定事業会社は、半期経過後 60 日以内に上場している特定事業会社の半期報告書と同様の記載を行い、監査人による中間監査を受けて提出するという方法を選択することが可能とされています（同但書）。

（予想される半期報告書制度の内容）

	上場会社 (特定事業会社以外)	上場している 特定事業会社	非上場会社
記載内容	①半期報告書共通記載事項	①半期報告書共通記載事項 ②当該会社に係る半期報告書共通記載事項と同様の事項として内閣府令で定める事項	①半期報告書共通記載事項 ②当該会社に係る半期報告書共通記載事項と同様の事項として内閣府令で定める事項 ③これらを補足する事項として内閣府令で定める事項
監査人の関与	レビュー	監査	監査
提出期限	45 日以内	60 日以内	3 か月以内

2. 実務上の影響等

(1) 四半期決算短信の開示内容・タイミング

現状の四半期決算短信は、その後に四半期報告書が開示されることを前提に、速報性の観点からその開示内容はサマリー情報、ゴーイング・コンサーンに関する重要事象等、四半期連結財務諸表等の比較的簡易なものに限られているため、「一本化」後の四半期決算短信の内容がどのようなものとなるのかという点は、実務上重要となります。

この点、令和 4 年度 DWG 報告において、投資家の要望が特に強い事項（セグメント情報、キャッシュ・フローの情報等）を追加する方向で、取引所において具体的に検討を進めることが考えられるとされていますが、現時点では証券取引所から具体的なアナウンスはされていないため、今後の動向を注視する必要があります。

また、企業の事務負担の観点からは、四半期決算短信の開示タイミングも重要です。この点、令和 4 年度 DWG 報告において、情報追加に伴って四半期決算短信の開示タイミングが遅れるとしても、現状の四半期報告書と同じタイミング（四半期会計期間後 45 日以内）であれば許容可能との意見もあったとの記載がありますが、

CAPITAL MARKETS BULLETIN

こちらについても証券取引所の検討状況を注視する必要があります。

(2) 有価証券届出書の組込情報・参照書類

現行法上の有価証券届出書の組込方式・参照方式においては、最近事業年度に係る有価証券報告書提出後、四半期報告書を提出している場合には、当該四半期報告書を組込情報・参照書類に含めることとされていますが、今回の四半期報告書の廃止により組込情報・参照書類から削除されます。

現行法のもとでは、取引所規則に基づく四半期決算短信が公表されているが四半期報告書は提出されていない段階で組込方式・参照方式の有価証券届出書を提出する場合は、四半期業績の概要（四半期連結財務諸表）が、組込方式では届出書の追完情報として²、参照方式では届出書の添付書類として³、それぞれ開示された上で、四半期報告書が提出された段階で、当該四半期報告書を組込情報・参照書類に追加し、かつ、追完情報・添付書類にある四半期業績の概要を削除する内容の訂正届出書が提出されていましたが、今回の改正により、第1・第3四半期報告書が組込情報・参照書類に追加されることはなくなるため、少なくとも第1・第3四半期に関しては、上記訂正届出書の提出は不要となるように思われますが、この点については、引き続き開示府令等の改正内容を注視する必要があります。

また、今後、開示府令等で何も手当がなされなければ、有価証券届出書において組込・参照される書類は、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書及び自己株券買付状況報告書となり、上記のとおり、第1・第3四半期の情報については、四半期業績の概要（四半期連結財務諸表）のみが開示されることとなります。

もっとも、有価証券の募集・売出しに際しては、第1・第3四半期の情報に関し、四半期連結財務諸表だけでなく、当該四半期の経営成績等の分析に関する情報等を提供することも、投資家がより最新の情報を元に適切な投資判断を行うという観点から重要と思われることに鑑みれば、別途四半期決算短信で公表された第1・第3四半期に関するかかる情報を開示するための実務上の工夫が必要になるように思います。企業内容等開示ガイドライン B5-3 では、有価証券届出書の様式上の項目以外で、投資者の投資判断に誤解を生じない範囲において、特に記載すべき事項がある場合には、「募集又は売出しに関する特別記載事項」の記載欄を設けて、当該事項を記載することができることとされていますが、実務では、例えば、国内・海外募集を同時に行う事例において、海外募集に用いられる英文目論見書に有価証券報告書で記載している財務諸表よりも詳細な情報を記載している場合には、当該情報を「募集又は売出しに関する特別記載事項」において記載する例もあり、第1・第3四半期の四半期連結財務諸表以外の情報についても、「募集又は売出しに関する特別記載事項」として記載ができないか、検討が必要になるように思われます。

² 開示府令2号の2様式記載上の注意(2)d

³ 開示府令10条3号ホ

CAPITAL MARKETS BULLETIN

(3) エンフォースメント

現行法上、重要な事項について虚偽記載等がある四半期報告書を提出した者は、刑事罰や課徴金の対象となります。他方で、四半期決算短信はこのような金商法上の厳格な責任の対象とはなっておりません。そのため、今回の四半期開示の四半期決算短信への「一本化」によってエンフォースメントをどのように確保するかという点が問題となっています。

この点について、令和4年度DWG報告では、これまで四半期報告書のみを対象とした課徴金納付命令が出されたことは極めて少ないこと⁴や、第1・第3四半期報告書廃止後の半期報告書及び有価証券報告書においては法令上のエンフォースメントが維持されることを踏まえると、現時点では、これを不要とすることが考えられるとする一方、将来的に四半期決算短信に含まれる情報を臨時報告書の提出事由とすることを検討していくことが考えられるともしており、引き続き、議論に注目すべきといえます。

3. 適用時期

(1) 四半期報告書廃止、半期報告書提出の適用時期

上記の四半期開示見直しに関する金商法改正は、2024年4月1日から施行されますが（本金商法改正案附則1条3号）、施行日前に開始した四半期に係る四半期報告書については現行法上の規定に従って提出する旨の経過措置が定められています（同附則2条1項）。

また、半期報告書については、原則として、施行日以降に開始する事業年度に係る半期報告書から改正後の規定に従って提出が必要となりますが（同附則3条1項）、例外として、施行日より前に第1四半期が開始し、かつ、同日以降に第1四半期報告書の提出期間が開始する会社において第1四半期報告書を提出した場合には、当該第1四半期が属する事業年度から改正後の半期報告書の提出が求められることとされています（同条2項）。

なお、現行法上の適用に基づいて提出された四半期報告書の虚偽記載等に対する課徴金等の規定の適用は、現行法によるものとされています（同附則2条5項ないし7項）。

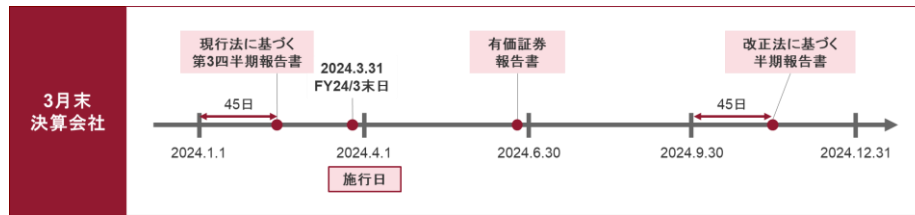
① 3月期の会社

3月期の会社においては、2024年3月期第3四半期（2023年10月1日から12月31日）までの四半期報告書についてはこれまで通り提出する必要がありますが、2025年3月期第1四半期（2024年4月1日から6月30日）以降の四半期報告書については提出不要となり、代わりに、2025年3月期半期（2025年4月1日から

⁴ 2016年7月以降の、虚偽記載に係る課徴金納付命令事案において、第1四半期会計期間における虚偽記載を対象としたものは1件のみであったとされています。

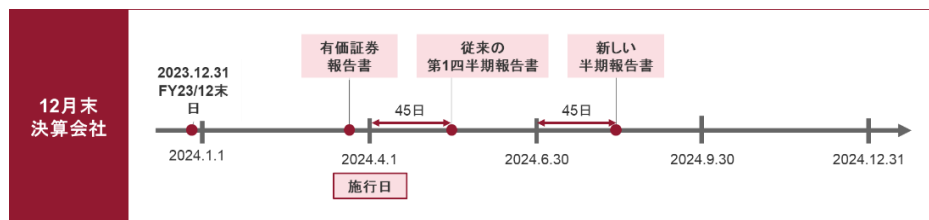
CAPITAL MARKETS BULLETIN

9月30日)以降半期報告書の提出が必要となります。



② 12月期の会社

一方で、12月期の会社については、2024年12月期第1四半期(2024年1月1日から3月31日)までの四半期報告書についてはこれまで通り提出する必要がありますが、2024年12月期第2四半期(2024年4月1日から6月30日)以降の四半期報告書については提出不要となり、代わりに、2024年12月期半期(2024年1月1日から6月30日)以降半期報告書の提出が必要となります。



(2) 有価証券届出書(組込方式、参照方式)への適用

組込方式・参照方式の有価証券届出書に関する規定については、施行日以降最初に有価証券報告書を提出した時から、改正後の規定が適用され、それまでは現行の規定が適用されます(同附則2条4項)。

したがって、本金融改正案の施行日(2024年4月1日)後に有価証券届出書を提出する場合であっても、3月期決算の会社については、2024年3月期の有価証券報告書を提出するまでは2024年3月期の第1~第3四半期(2023年4月1日~2023年12月31日)に係る四半期報告書を組込情報・参照書類に含めることとなり、12月期決算の会社については、2024年12月期の有価証券報告書を提出するまでは2024年12月期第1四半期報告書(2024年1月1日から3月31日)及び半期報告書(2024年1月1日から6月30日)を組込情報・参照書類に含めることとなります。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

Ⅲ. IPO の期間短縮

1. 改正の概要

株式等振替制度の下では、取引所に新規上場する発行会社は、上場日までにその既存株主が保有する株式を各既存株主の証券口座に振替える手続きを行う必要があります。かかる手続きにおいて、既存株主は、証券会社等を介して自身の証券口座を発行会社へ通知するための口座通知取次請求を行うことが必要であり、その前提として、発行会社は既存株主に対して口座を通知すべき旨等の通知を行うことが求められます。

この点、現行の社振法 131 条 1 項では、発行会社による既存株主に対する上記通知について、①通知内容に、既存株主が当該口座の情報を「一定の日までに」通知者（発行会社）に通知すべき旨を含めること、また、②発行会社による既存株主への上記通知の期限として「一定の日の一月前までに」行うことが定められており、これにより、既存株主による口座の通知のための期間を上場日前 1 か月以上確保することが求められています⁵。加えて、従前の実務では、IPO 時の有価証券届出書は上場承認日と同日に提出することが慣行となっていたこと等から、これまで IPO を行う際には、上場承認日（＝有価証券届出書提出日）から上場日まで 1 か月程度の期間⁶を空けることが実務慣行となっていました。

しかし、[2022 年 2 月 28 日付日本証券業協会「公開価格の設定プロセスのあり方等に関するワーキング・グループ」報告書](#)において、上場承認日から上場日までの期間が長いことにより、投資者や発行会社は市場環境等の変化による価格変動リスクを負うこととなり、そのリスクが公開価格に織り込まれることによりディスカウントが大きくなっており、その改善策として、有価証券届出書の提出時期について従前の実務慣行を改めて上場審査の終盤に有価証券届出書を提出することとし、また、当該有価証券届出書の提出時に社振法に基づく発行会社から既存株主に対する上記通知を行う実務運用も可能とすることが考えられると指摘されました。

かかる指摘を踏まえ、本社振法改正案では、上記②の「一定の日の一月前までに」との規定が削除され、また、上記①の通知内容に含めるべき、既存株主による通知者（発行会社）への口座の通知期限について、「一定の日までに」ではなく、「通知者が…（中略）…通知を発した日から起算して、株主及び登録株式質権者の保護のため必要かつ適当なものとして主務省令で定める期間内」とすることとされています（本社振法改正案 131 条 1 項）。

上記改正の施行日は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で

⁵ 期間内に既存株主が口座通知を行わなかった場合は、同条 3 項により発行会社は当該株主のために特別口座を開設しなければならない、当該既存株主の振替株式は、特別口座に交付され、既存株主が自らの口座に移管するまで売却できない等の制約が生じることとなります。

⁶ 厳密には、ほふりの事務手続きに要する期間を考慮して、通常 1 か月に 2 営業日を加えた期間（株式等振替制度に係る業務処理要領第 6.6 版・資料 2-2-1）。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

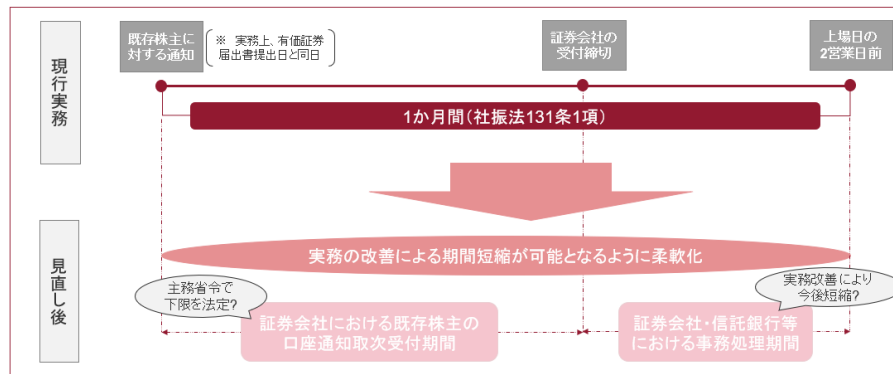
定める日とされています（本社振法改正案附則1条）。

2. 実務上の影響及び今後の論点

上記改正により、発行会社による既存株主に対する口座通知取次請求のための上記通知について上場日の1か月以上前までに行う必要はなくなりますが、既存株主による通知者（発行会社）への口座情報の通知期間についての具体的な日数は今後の主務省令の改正によることとされています。

この点、[金融審議会市場制度ワーキング・グループ第22回会合事務局説明資料](#)においては、現行社振法の既存株主による通知者（発行会社）への口座情報の通知期間である1か月については、①証券会社における既存株主の口座通知取次請求の受付期間（既存株主の保護に必要な期間）と②証券会社・信託銀行等における事務処理の期間に分けられるとした上で、上記①の期間の下限日数のみを法令に定め、上記②の期間については、事業者等の取組みによる事務処理期間の短縮により、上場日程全体の短縮につなげることを可能とすることが考えられるとされています。現行の実務では、上記①の期間は約2～3週間、上記②の期間は約1～2週間かかっていると指摘されており、上記主務省令についても、このような現行の実務を踏まえた内容となることが期待されますが、見直し後の上記①の具体的な日数については今後検討するとされており、引き続き今後の動向を注視する必要があります⁷。

（社振法131条1項に基づく通知日から上場日までの期間のイメージ）



（金融庁作成資料を基に筆者らにて作成）

⁷ なお、日証協WGにおいては、上場承認日から上場日までの期間を「21日程度」に短縮するよう提言されていましたが、これは、現行社振法の下で、上場承認日を有価証券届出書の提出よりも後とするという前提（発行会社による既存株主への上記通知については上場日の1か月前までに行わなければならないという前提）のもとで提言された日数であり、既存株主による発行会社への口座情報の通知期間についての提言ではありません（2022年2月28日日本証券業協会「『公開価格の設定プロセスのあり方等に関するワーキング・グループ』報告書の概要について」18ページ参照）。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

IV. 公衆縦覧期間の延長

1. 改正の概要

現行金商法のもとでは、半期報告書及びその確認書（これらの訂正書類を含みます。以下同様）の公衆縦覧期間は 3 年間、参照方式の有価証券届出書⁸及び臨時報告書の公衆縦覧期間は 1 年間、発行登録書及び発行登録追補書類については発行登録が効力を失うまで（発行登録書の効力発生後、最大 2 年間）とされているところ、本改正案では、いずれも 5 年間に延長することとされています（本金商法改正法案 25 条）。

令和 4 年度 DWG 報告では、現行制度のもとでは、上記開示書類に係る公衆縦覧期間が虚偽記載等の課徴金の除斥期間（各書類提出後から 5 年間）より短く、上記開示書類に対して課徴金納付命令が行われる際に、公衆縦覧期間が既に終了している事態が生じかねない状態にあることが指摘されており、上記 II. に記載の四半期報告書の廃止に伴い、半期報告書及び臨時報告書の法定開示上の重要性が高まること、また、特に臨時報告書は、今後、適時開示情報の信頼性の確保の役割をより一層担っていくことが期待されていることも踏まえて、有価証券報告書の公衆縦覧期間及び課徴金の除斥期間である 5 年間へ延長することが提言されていました。当該改正はかかる提言を受けたものです。

(各書類の公衆縦覧期間)

	現行	改正案
半期報告書及びその確認書	3 年	5 年
参照方式の有価証券届出書	1 年	
臨時報告書	1 年	
発行登録書及び発行登録追補書類	最大 2 年	

上記改正は、2024 年 4 月 1 日以後に受理される書類から適用されます（本金商法改正法案附則 4 条）。

2. 実務上の影響

上記改正により、上記開示書類については提出時より 5 年間 EDINET において投資家が閲覧可能となりますが、実務上は、上記開示書類に訂正事項が生じた場合において訂正を行うべき書類の範囲に影響が生じうるものと思われます。

すなわち、発行会社が開示した上記開示書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項もしくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合等法定の訂正事由が生じた場合には、当該開示書類の訂正が求められているところ（金商法 23 条の 4、24 条の 5 第 5 項において準用する

⁸ 通常方式及び組込方式の有価証券届出書の公衆縦覧期間は 5 年間（金商法 25 条 1 項 1 号）。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

7条1項、9条1項・10条1項、24条の5の2第2項において準用する24条の4の3第1項)、過年度に提出したこれらの開示書類について訂正事由が発生している場合に、どの程度の期間遡及して当該開示書類の訂正を行わなければならないかについて、法令上は特に規定されていません。

もっとも、実務上は、公衆縦覧期間が終了している開示書類に基づき投資家が投資判断を行うことは考えにくいことから、訂正すべき開示書類が公衆縦覧に付されているか否かが一つの目安とされることが一般的です。かかる考えのもとでは、今回の改正により上記開示書類の公衆縦覧期間が5年間に延長されるため、少なくとも提出日より5年以内のものについては、訂正事由が生じた場合に当該開示書類の訂正が必要となりうると考えられます。

なお、[2018年6月28日「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告一資本市場における好循環の実現に向けて一」](#)において今後検討とされていた金商法上の開示書類の縦覧期間の延長について、2023年から稼働開始となったEDINETでは、有価証券報告書等の法定開示書類について、行政サービスとして、法定の公衆縦覧期間満了後の閲覧が可能となり、現行制度（上記改正前）のもとでは、既に有価証券報告書及び四半期報告書については提出日から10年間、半期報告書については提出日から3年間、臨時報告書については提出日から2年間、それぞれ閲覧期間が延長されています⁹。上記改正により半期報告書・臨時報告書については公衆縦覧期間が延長されることに伴い、上記閲覧期間も公衆縦覧期間よりも更に延長される可能性があります。

(改正後の公衆縦覧期間と行政サービス期間)

	公衆縦覧期間 (改正後)	行政サービス期間
有価証券報告書	5年	10年
半期報告書		3年→5年?
臨時報告書		2年→5年?
通常方式・組込方式の 有価証券届出書		5年
参照方式の有価証券届出書		1年→5年
発行登録書及び発行登録追補書類		最大2年→5年

V. おわりに

本金商法改正における四半期報告書の廃止及び半期報告書の提出義務化は、四半期開示の四半期決算短信への「一本化」の一環として行われるものですが、かかる「一本化」は、これまでの企業開示の枠組みを変えるものであり、企業における開示実務に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

当該改正の施行日は、既に1年を切っているところ、半期報告書における開示内容等

⁹ 当該閲覧期間の延長は、行政サービスとして実施されているものであり、現行の法令・制度等の変更によるものではありません。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

やこれに伴う実務上の負担については現行法から大きく変わらないように思われますが、当該改正の施行と同時期に、四半期決算短信の制度改正（四半期決算短信の記載内容の見直し）も行われる可能性が高いことから、今後、取引所規則の改正内容について内容が公表された際には、速やかにその内容を把握した上で、これに対応した準備を行う必要があります。

また、社振法の改正についても、今後の IPO に係るプラクティスの改善を図るものであり、今後の主務省令の改正内容等も含めて動向を注視する必要があります。

当事務所は、引き続き、企業開示や資金調達等に係る法令・取引所規則の改正内容やこれを踏まえて実務上求められる対応等について情報発信を行ってまいります。

セミナー情報

- セミナー 『どうする有報～6月提出有報の改正点を具体例で最終チェック～』
(第216回ビジネスロー研究会)
開催日時 2023年4月26日(水) 15:00～16:30
講師 田井中 克之、河西 和佳子
主催 森・濱田松本法律事務所
【お申込みに関して】
会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてお申込みを受け付けいたします。
(申込期限: 2023年4月21日(金))
※MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

- セミナー 『2023年3月期(6月提出)有価証券報告書から適用「サステナビリティ情報の義務的開示」』
開催日時 2023年5月9日(火) 15:00～17:00
講師 宮田 俊
主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー 『セキュリティ・トークン・オファリング(STO)の法律実務の最新動向～不動産 STO・社債 STOでの活用を中心に～』
開催日時 2023年5月15日(月) 10:00～12:00
講師 石橋 誠之
主催 金融財務研究会

CAPITAL MARKETS BULLETIN

- セミナー 【申込受付中】『IPOに関する近時の制度改正や最新の重要トピック』（第217回ビジネスロー研究会）

開催日時 2023年5月17日（水）15:00～17:00

講師 宮田 俊、平川 諒太郎

主催 森・濱田松本法律事務所

【お申込みに関して】

会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてお申込みを受け付けいたします。（申込期限：2023年5月12日（金））

※MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

- セミナー 『第5134回金融ファクシミリ新聞社セミナー「有価証券報告書におけるサステナビリティ情報開示の実務対応—最新の実務を踏まえた最終対応を一挙解説—」』

開催日時 2023年6月6日（火）13:30～15:30

講師 宮田 俊

主催 株式会社FNコミュニケーションズ

- セミナー 『第5172回金融ファクシミリ新聞社セミナー「上場会社の実務担当者が知っておくべき金融商品取引法の基礎—近時の改正動向も含めて—」』

開催日時 2023年6月22日（木）12:30～16:30

講師 五島 隆文

主催 株式会社FNコミュニケーションズ

文献情報

- 論文 「スタートアップの資金調達手段に躍り出る「ベンチャーデット」」

掲載誌 週刊金融財政事情 No.3480

著者 佐藤 正謙、廣本 文晴

- 論文 「＜論説＞金融機関等によるカーボン・クレジットの取扱いに関する留意点」

掲載誌 金融法務事情 No.2203

著者 佐藤 正謙、武川 丈士、大木 健輔（編著）

- 論文 「SDGs債による「バーゼル適格資本調達」を巡る論点整理」

掲載誌 週刊金融財政事情 No.3487

著者 富永 喜太郎

CAPITAL MARKETS BULLETIN

NEWS

➤ Chambers Global 2023 にて高い評価を得ました

Chambers Global 2023 にて当事務所は日本における複数の分野で上位グループにランキングされ、Capital Markets の分野では、以下の弁護士がそれぞれ高い評価を得ました。

さらにタイ (Chandler MHM Limited)、ミャンマー (Myanmar Legal MHM Limited) 及び中国においても複数の分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士がその分野で高い評価を得ております。

森・濱田松本法律事務所

JAPAN

- ・ Capital Markets (Band 1)
- ・ Capital Markets: Securitisation & Derivatives (Band 1)

弁護士

JAPAN

- ・ Capital Markets
鈴木 克昌、尾本 太郎、根本 敏光、田井中 克之
- ・ Capital Markets: J-REITs
尾本 太郎、藤津 康彦
- ・ Capital Markets: Securitisation & Derivatives
佐藤 正謙、江平 享

➤ ニューヨークオフィス開設のお知らせ

当事務所は、2002年に森綜合法律事務所と濱田松本法律事務所との統合により設立され、現在約720名の弁護士（外国法弁護士を含む）がグループに所属する総合法律事務所です。日本国外においては、1998年に、他の日本の法律事務所にも先駆けて北京にオフィスを開設し、また、2017年には、バンコクの大手法律事務所と経営統合するなど、クライアントの皆様から「選ばれる事務所 (Firm of Choice)」となるという経営ビジョンの下、アジア地域において業容を拡大してまいりました。

一方、当事務所は長年、米州とアジアにまたがる取引や紛争案件については、各地の法律事務所と緊密に連携しながら助言を行ってまいりましたが、ニューヨークは、グローバル経済の中心地であるとともに、米州とアジアを結ぶ重要な拠点であることから、今般、アジア地域以外では初めてオフィスを開設することといたしました。当事務所は、ニューヨークオフィスを通じ、現地法律事務所やクライアントの皆様との連携をより強固なものとし、双方の地域にまた

CAPITAL MARKETS BULLETIN

がる多種多様な法務需要に応じることのできる体制を充実させてまいります。

ニューヨークオフィスでは、当事務所の経営トップの一人であり、海外に幅広いネットワークを有する松村 祐土 弁護士が代表パートナーに就任するとともに、クロスボーダー案件に関し高い専門性、経験および実績を有するパートナーの加賀美 有人 弁護士および鈴木 信彦 弁護士が常駐いたします。加賀美弁護士はクロスボーダーの競争法案件や不正調査・危機管理対応・紛争案件に、鈴木弁護士はクロスボーダーM&A およびコーポレート業務に精通しています。

米州は、クライアントの皆様にとって重要な市場であり続けると同時に、法的にもひと際大きい市場の一つといえます。当事務所は、ニューヨークオフィスの開設を契機に、当事務所グループの全弁護士の総力を結集してさらなるリーガル・サービスの向上、国際業務の深化を目指してまいります。

➤ 長谷川 充弘 弁護士が入所しました

(長谷川 充弘 弁護士からのご挨拶)

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

私は、本年4月1日、森・濱田松本法律事務所に客員弁護士として入所させていただきました。

検事としての約34年間は、最高検察庁、東京・広島の高検検察庁、東京・大阪・名古屋・神戸・広島等の地方検察庁、法務省の大臣官房秘書課・会計課、刑事局刑事課等に勤務し、財政経済・贈収賄・大型企業犯罪等の特別捜査部事件、殺人等の警視庁捜査1課事件の捜査等に従事し、大臣補佐、国会対応、予算、検察支援等を担当しました。

その後、証券取引等監視委員会委員長を2016年12月から6年間務め、インサイダー取引・相場操縦等の不正取引、開示規制違反、金融商品取引業者の法令違反等についての調査・検査、課徴金・行政処分勧告、刑事告発等によって資本市場の公正性・透明性の確保と投資者保護に尽力しました。その中で、違反・不適切行為の未然防止のための情報発信、再発防止に向けた根本原因の究明と対話に注力し、市場の自己規律の強化に取り組みました。

これまで各種の企業不祥事の複雑な様相・原因・悲哀を観察し、その防止に努めてきた知識と経験に基づき、微力ながら、今後は、当事務所の一員として社会のお役に立てる道を歩みたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

謹白

2023年4月吉日
弁護士 長谷川 充弘

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com